

# 紋別地区消防組合消防署滝上支署 庁舎建設基本構想の策定について

## (概要)

### ○第1章 基本構想策定の背景 (P1)

#### ・1 基本構想策定の趣旨

本庁舎は、昭和53年に建設されてから令和4年で44年が経過し、庁舎全体の老朽化が進むと同時に、職員の増員や新たな消防車両の導入、車両の大型化、資機材の増加等による消防需要の変化に伴い車庫等が狭隘化しており、さらに、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であるため、令和3年度に耐震診断業務委託を実施し、地震災害による防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがあることから、このような状況を早急に改善すべく、庁舎整備を図る必要があります。最も有利な財源の緊急防災・減災事業債については、令和2年度から令和7年度まで延長されています。

以上のことから、防災活動拠点となる消防庁舎及び滝上消防団本部・第1分団・第2分団詰所を併設した消防庁舎を早急に整備することとし、平常時においては防災に関する研修や教育の場として防災教育を行い、災害時においては消防活動の拠点とするため、「紋別地区消防組合消防署滝上支署庁舎建設基本構想」をここに策定するものであります。

#### ・2 基本構想の位置づけ

消防庁舎を整備するための基本構想の策定にあたっては、「滝上町地域防災計画」や「滝上町総合計画」などの各種計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。本構想は、これら関連計画に対する整合性を踏まえ、諸条件を十分に検証、整理するものとして位置づけられます。

### ○第2章 消防行政の現状と課題 (P2~P9)

#### ・1 消防行政の現状

消防行政の現状については地勢の記載、庁舎の現況については、敷地面積、延面積、経過年の記載及び経過を記載しております (P2)。

#### 消防庁舎の現況

区分	土地		建物		建築年月
	地積 (㎡)		構造	延面積 (㎡)	経過年
滝上支署	滝上町所有	1,071.09	鉄筋コンクリート造2階	622.28	S53.11
					44年

消防力の現状は、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に示されており、紋別地区消防組合本部の基本構想からの抜粋ですが記載しております。

#### ・2 消防行政の課題

##### (1) 職員数と消防体制

滝上町の人口は、昭和36年の14,214人をピークに年々減少しており、この減少傾向は

町外流出・死亡数が出生数を上回り人口減少と少子高齢化の同時進行等が要因となっております。消防業務も時代とともに大きく変化中、平成になると救急需要の増加が著しくなり、救急救命士を育成するとともに、高規格救急車を整備し、高度な救命処置の提供に努め、出動体制の強化を図ってまいりました。また、令和2年度から令和3年度にかけて滝上支署の定数条例が改正され、職員定数が13名から17名となりましたが、不足人員2名となっております。数年にわたる多くの定年退職に伴い、新規採用職員が急速に増加することで、災害や救急の現場経験が不足している職員が増えたため、経験豊富なベテラン職員からの知識と技術の伝承を行い消防体制の質の向上を図ることが、喫緊の課題となっております。また、待機宿舎不足解消のため早急な建設も課題となっております。

##### (2) 火災・救急の発生件数の推移と消防体制

滝上における直近10年間の年間最多火災件数は、令和2年に4件を記録しております。救急出動件数について、近年増加傾向にあり、救急搬送人員の約7割は65歳以上の高齢者であり、人口減少の一途をたどっておりますが、少子高齢化による高齢者比率の上昇に伴い、これまで以上に救急需要は増加していくことが予測されます。

##### (3) 消防団(4) 女性活躍推進法等への対応

消防団は、地域防災の中核を担う重要な存在であり、火災の消火だけではなく、自然災害においては迅速な避難誘導や活動支援、さらには救出活動を行うなど、地域の安全・安心を確保するといった多岐にわたる活躍をしております。そのため、消防庁舎建設にあたっては、消防団活動の拠点施設として位置づけ、招集・待機場所を確保するとともに、消防団員の教育及び訓練に活用する機能を充実し、地域防災の強化に向けて関係機関に情報発信をする場として施設整備する必要があります。消防の分野においても女性消防吏員を積極的に採用し、組織の活性化を図る取り組みが推進されておりますが、現消防庁舎には女性に配慮した環境はトイレのみ整備となっている状況です。滝上消防団にも9名が在団していることから、消防職・団員の女性専用区画を配置するなど利便性の向上を図り施設整備を行う必要があります。

#### ・3 消防整備の必要性

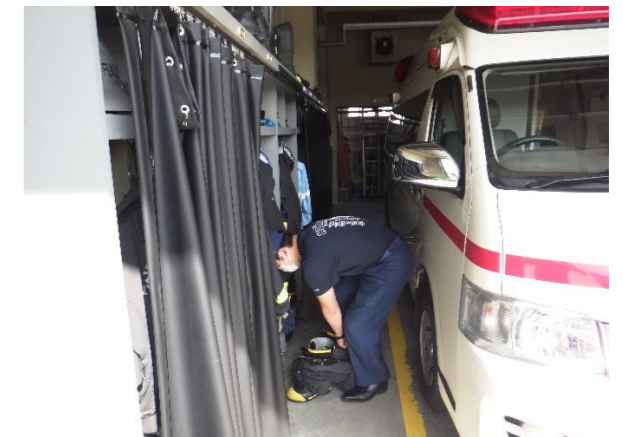
##### (1) 現消防庁舎の現状

耐震基準に対する防災活動拠点としての脆弱性、車庫の狭隘、駐車場、訓練場スペース不足、庁舎の内設備の老朽化については写真のとおりです。

消防庁舎外観



車庫の狭隘



## 車庫の狭隘



訓練スペース不足



庁舎の内設備の老朽化



## 滝上消防団

施設名称	竣工年度	経過年数	建物構造	延床面積 (㎡)	所在地
第2分団車庫	1980 (昭和55年)	41	木造 モルタル	236.52	栄町
第3分団車庫	1990 (平成2年)	31	木造 モルタル	201.70	濁川中央

## ○第3章 解決策の検討 (P10~P11)

### 1 消防庁舎に求められる機能

#### (1) 防災拠点施設としての庁舎

地域住民の安全・安心を確保するためには、自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な耐震性能を備え、災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす防災活動拠点としての機能を発揮できる消防庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ることが必要となります。滝上町自体が被災地となった場合を想定すると、庁舎整備により十分な敷地を確保することで、町民のための避難所開設や緊急消防援助隊の受け入れとしての活用が可能となります。

#### (2) 職場環境に配慮した庁舎

老朽化した施設の整備、感染防止対策の充実など、良好な執務環境及び衛生的でプライバシーにも配慮した生活環境面の改善、職員一人ひとりの勤務意欲の増進並びに業務効率の向上、庁舎内は業務効率を考慮した機能的なレイアウトとし、さらなる高度情報化へ対応可能な機器の整備にも配慮しなければなりません。また、女性消防吏員の採用に十分対応できるよう、仮眠室や浴槽などの女性用施設を整備することも必要となります。

#### (3) 訓練施設の整備

日々、進化する消防車両や資機材の性能を十分に活用するには、その取扱いに精通するため、継続した訓練により確かな知識と技術の習得が必要となります。そのため、大型車両を配置した火災防御訓練、検索救助訓練、ポンプ車操法訓練、総合訓練の実施など、日ごろから実践的かつ効果的な訓練を実施するために、十分な広さの訓練スペースを確保し、機能性の高い訓練施設を整備することが必要となります。

#### (4) 町民のニーズ

町民に対しては、防災講話や救急講習などの機会を積極的に提供することで、自助・共助力の向上や防災意識の高揚が図られ、地域防災力の強化につながります。また、園児・小学生の施設見学、中学生の職場体験時には、訓練風景を間近に見ることで、有意義な見学・体験学習となり、消防活動に対するの広い理解を得ることが望まれます。

### (2) 消防庁舎建設検討の経緯

阪神淡路大震災を契機に、不特定多数が利用する一定規模以上の特定建築物は耐震化が義務付けられたことから、令和3年度において耐震診断を実施したところ2階部分は耐震性を有していない結果となりました。また、ホース乾燥塔及びサイレン塔は、耐震性を有していないことから解体撤去となり、再構築のスペースを確保できない状況であります。

現在の消防庁舎は、滝上町の中心部に位置し、役場庁舎・町防災倉庫などにも近く、消防行政において利便性の高い立地条件が整っています。しかし、現在の敷地面積では、消防庁舎と訓練施設を建設し災害招集時の消防職・団員の駐車場を確保することは極めて困難であります。また、出動導線である町道滝ノ上市街2丁目通り線が9mと狭く、駆け付け消防職員及び団員の車両が消防車両と交差するなど出動の妨げとなっている状況です。

以上のことから、消防庁舎については、高い消防機能を備えた防災拠点施設を早期に移転・建設することが望ましいと判断しているところであります。

### (3) 滝上消防団詰所の現状においては、

滝上町内に2施設あり、いずれの施設においても30年以上を経過し、1施設については昭和56年6月以前に建設された建物であり、地震災害による防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがある状況です。

### 2 移転建替えの検討

#### (1) 移転建替え

近年の災害対応においては、ドクターヘリとのさらなる連携強化を図る必要があり、そのためには敷地内にヘリポートを設置することで防災拠点施設としての機能を発揮することが想定され、さらには、広い敷地を確保することで、消防イベントを行うほか、組合内はもとより、防災関係機関との合同訓練を実施することが可能となります。

## ○第4章 庁舎整備方針（P12～P15）

### ・1 基本方針

消防庁舎は、災害による消防機能の喪失を防ぎ、かつ、消防活動の継続が図れる災害に強い消防施設を目指します。

### ・2 基本的機能

消防庁舎は各種災害対応における中枢機関として、いかなる場合でも防災活動拠点機能を有し、安全で耐久性に優れ、地域住民の安心・安全のシンボルになる施設を目指します。

### ・3 施設規模

建築物を総合すると、延べ床面積で約 1,500 m<sup>2</sup>程度の面積となり、敷地面積は建物・駐車場・訓練場を含めると最低約 4,500 m<sup>2</sup>が必要になると考えられます。

### ・4 候補地選定

建設場所については、既存の町有地を有効活用することを念頭に、防災拠点としての位置づけを踏まえ、洪水・土砂災害ハザードマップによる浸水及び警戒地域を避け、さらには、動線・費用対効果等を考慮し選定します（令和4年度）。

### ・5 事業費及び財源

事業費については、今後、基本計画の策定を通して庁舎の機能を具体化し、詳細に規模の算定を行っていくこととし、それを基に具体的な積算を行うものとします。これまで述べたとおり、環境に配慮した経済性の高い庁舎を目指し、無駄を省いて建設費用の抑制に努めることを基本とします。

また、財源については、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債、一般事業債等の活用を検討するなど負担軽減を図ります。緊急防災・減災事業債については、令和2年度から令和7年度まで延長されています。

### ・6 整備スケジュール

令和7年度の完成を目指し、令和5年度に基本計画策定、実施設計を終了させ、消防庁舎建設工事（外構を含む）は令和6年度から2年間を予定しております。

待機宿舎新築建設工事は、新消防庁舎開署までに完成を目指します。

## ○概算財源試算（緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の場合）

令和5年度		千円	面積案分
<b>基本計画・実施設計</b>		<b>90,000</b>	
・庁舎	（緊急防災・減債事業債）	45,000	50%
・車庫・団	（過疎債）	36,000	40%
・その他	（単独）	9,000	10%
<b>外構設計</b>		<b>10,000</b>	
・庁舎	（緊急防災・減債事業債）	5,000	50%
・車庫・団	（過疎債）	4,000	40%
・その他	（単独）	1,000	10%
<b>小計</b>		<b>100,000</b>	
<b>令和6年度～令和7年度</b>		千円	
<b>庁舎建設工事</b>		<b>1,300,000</b>	
・庁舎	（緊急防災・減債事業債）	650,000	50%
・車庫・団	（過疎債）	520,000	40%
・その他	（単独）	130,000	10%
<b>外構工事</b>		<b>240,000</b>	
・庁舎	（緊急防災・減債事業債）	120,000	50%
・車庫・団	（過疎債）	96,000	40%
・その他	（単独）	24,000	10%
<b>小計</b>		<b>1,540,000</b>	
<b>全体事業費</b>		<b>1,640,000</b>	
・庁舎	（緊急防災・減債事業債）	820,000	50%
・車庫・団	（過疎債）	656,000	40%
・その他	（単独）	164,000	10%

※町有地に建設予定のため用地費の計上無し

※現消防庁舎解体費

調査費（3,000千円）・解体費（30,000千円）が必要

※別途新庁舎備品購入費が必要